15　条約第二十七条5の規定に関し、

(a)　租税債権が最終的に決定されたものであるか否かを判断するに当たり、

(i)　合衆国については、当該租税債権に関連して納税者が行使することができる行政上又は司法上の権利であって当該租税債権の徴収の後に発生するものは、考慮されない。

(ii)　日本国については、日本国の行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十六条の規定に従って訴訟を提起する権利は、考慮されない。

(b)　一方の締約国は、他方の締約国の措置により条約第二十七条に規定する両締約国の間の支援の程度において不均衡が生じたと認める場合には、支援を停止することができる。この場合には、両締約国は、同条16の規定に整合的となる支援の程度の均衡を回復するため、協議を行う。

第十五条

1　この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに交換されるものとする。この議定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる日の三箇月後の日の属する月の初日以後に支払われ、又は貸記される額

(b)　その他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度

3　2の規定にかかわらず、第十一条の規定によって改正される条約第二十五条5から7までの規定は、次のものについて適用する。

(a)　この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局が検討を行っている事案。当該事案に係る開始日は、この議定書が効力を生ずる日とする。

(b)　この議定書が効力を生ずる日の後に検討が行われる事案

4　2の規定にかかわらず、第十二条の規定によって改正される条約第二十六条及び第十三条の規定によって改正される条約第二十七条の規定は、この議定書が効力を生ずる日から適用する。

5　この議定書の効力発生の時において条約第二十条の規定によって認められる特典を受ける権利を有する個人は、この議定書が効力を生じた後においても、この議定書が効力を生じなかった場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年一月二十四日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　佐々江賢一郎
アメリカ合衆国政府のために
　ニール・S・ウォリン

外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE CONVENTION
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

The Government of Japan and the Government of the United States of America,

Desiring to amend the Convention between the Government of Japan and the Government of the United States of America for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income signed at Washington on 6 November 2003 (hereinafter referred to as "the Convention") and the Protocol, which forms an integral part of the Convention, signed at Washington on 6 November 2003 (hereinafter referred to as "the Protocol of 2003"),

Have agreed as follows:

ARTICLE I

Paragraph 5 of Article 1 of the Convention shall be deleted and replaced by the following:

"5. The provisions of paragraph 4 shall not affect the benefits conferred by a Contracting State under paragraphs 2 and 3 of Article 9, paragraph 3 of Article 17, and Articles 18, 19, 23, 24, 25 and 28, but in the case of benefits conferred by the United States under Articles 18 and 19 only if the individuals claiming the benefits are neither citizens of, nor have been lawfully admitted for permanent residence in, the United States."

ARTICLE II

Paragraph 4 of Article 4 of the Convention shall be deleted and replaced by the following:

"4. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, such person shall not be considered a resident of either Contracting State for the purposes of its claiming any benefits provided by this Convention."